

東京青山ロータリークラブ

会員の個人情報の保護およびクラブ名称等の利用に関する規定

第1条（目的）

本規定は、東京青山ロータリークラブ（以下「本クラブ」という）の会員に関する個人情報を適切に保護するとともに、本クラブの名称、立場、信頼および公益性が不適切に利用されることを防止し、会員の安心と信頼のもとでクラブ活動を円滑に行うことを目的とする。

第2条（個人情報の定義）

本規定において「個人情報」とは、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、所属クラブ、家族構成、写真、その他個人を特定しうる一切の情報（SNS アカウント、オンライン会議 ID、職業的プロフィール等を含む）をいう。

第3条（取得と利用目的の明示）

本クラブは、会員から個人情報を取得する場合、その利用目的を明示し、適正かつ公正な手段により取得するものとする。取得した個人情報は、以下の目的の範囲内でのみ利用する。

- クラブ運営（例会案内、会費請求、委員会活動等）のため
 - 会員間の連絡・交流を円滑に行うため
 - 国際ロータリーおよび地区からの要請に基づく報告・連絡のため
 - 災害時等の緊急連絡のため
 - その他、本クラブの活動に必要なと理事会が認めた目的のため
-

第4条（第三者提供の原則禁止）

本クラブは、会員の同意なく、個人情報を第三者に提供または開示しない。ただし、以下の場合はこの限りでない。

- 法令に基づく開示要請があった場合
 - 会員本人の生命、身体または財産の保護のために緊急の必要があると本クラブが判断した場合
 - 国際ロータリーまたは地区ガバナーからの正式な要請に基づく場合（必要最小限に限る）
-

第5条（名簿の管理と配布）

会員名簿の作成および配布については、以下のルールを遵守する。

- 名簿はクラブ活動に必要な範囲内でのみ作成・配布され、配布対象は会員本人に限

定する。再配布や第三者への提供は禁止とする。

- 名簿の電子データは、パスワード保護等の安全管理措置を講じた上で管理する。
- 名簿の内容に変更があった場合は、会員が速やかに本クラブへ届け出るものとする。

第6条（会員による不適切な利用の禁止）

会員は、他の会員の個人情報または本クラブの名称・会員資格について、以下の行為を行ってはならない。

- 営利・非営利を問わず、自己または第三者の営業活動、勧誘、宣伝等に利用すること
- 本人の同意なく、第三者に個人情報を開示・提供すること
- 本クラブの目的に反する、または名誉・信頼を損なうと理事会が判断する行為
- 本クラブの名称や会員資格が、特典や便宜の提供と結びつくような印象を与える表現として SNS やインターネット上で用いられること
- 東京青山ロータリークラブという名称を用いて、広告・宣伝・広報活動を行うこと（媒体の種類を問わず、紙面・ウェブ・SNS・動画等を含む）

※たとえば、SNS プロフィール欄や投稿内に「東京青山ロータリークラブ会員」と明記すること自体は違反ではないが、それを用いた営業・政治活動・意見発信・勧誘に使用することは厳に慎むものとする。

※クラブの名称や立場が商業的・私的な目的に利用されることは、クラブの公益性や中立性を損なうおそれがあるため、控えるものとする。

第7条（活動記録の画像等の使用について）

本クラブは、例会、奉仕活動、親睦行事等の様子を記録した写真・動画等を、クラブの広報活動（公式ウェブサイト、SNS、会報、報告書等）において使用することがある。これらは、クラブの理念や活動内容を社会に広く伝え、地域との信頼関係を築くことを目的とする。

会員は、撮影された画像等が上記の目的で使用されることに原則として同意したものとみなす。ただし、掲載や使用に関して懸念や希望がある場合は、撮影日から原則2週間以内を目安に、書面にてクラブに申し出ることができる。クラブは、当該申し出に対し、誠実に対応するよう努める。

第8条（安全管理措置）

本クラブは、個人情報の漏洩、滅失、毀損等を防止するため、適切な安全管理措置を講じ、必要な監督を行う。

第9条（開示・訂正・削除の請求）

会員は、自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・削除等を求めることができる。本クラブは、合理的な期間内に誠実に対応するものとする。

第10条（データ管理および免責）

- 本クラブは、会員から提供されたデータについて、できる限り適切かつ安全な管理に努めるが、その管理方法はクラブに一任されるものとする。
 - 本クラブの管理下において情報漏洩が重大な過失により明確に証明された場合を除き、当該漏洩に起因する損害については責任を負わないものとする。
 - 会員または関係者からの申し出・苦情等は、書面により本クラブに提出するものとし、口頭や非公式な手段による申し出は原則として受理しない。
 - 書面には、申出人の氏名、連絡先、対象となる事実および要望内容を明記するものとする。本クラブは、合理的な範囲で誠実に対応する。
-

第11条（規約の変更および異議申出）

- 本クラブは、必要に応じて本規定を予告なく変更・改定する場合がある。
- 変更された規定の内容は、本クラブの公式ウェブサイトに掲載することにより、すべての会員に周知されたものとみなす。
- 会員は、常に最新の規定内容を確認し、これに同意した上でクラブ活動に参加しているものとする。
- 規定の変更に対し意見・異議・懸念等がある場合、会員は書面により本クラブに申し出ることができる。本クラブは理事会において誠実かつ合理的な範囲で検討・対応に努める。